特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	地方税法関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、地方税法関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	地方税法関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県勝央町長

公表日

令和8年10月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法関連事務
②事務の概要	【個人住民税に関する事務】 ・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 【固定資産税に関する事務】 ・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、評価証明書等、各種証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①固定資産税の賦課 ②評価証明書等の各種証明書等の発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥滞納管理、地方税法に基づく調査 【軽自動車税に関する事務】 ・地方税法に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対する軽自動車税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請と軽自動車税情報に基づき、納税証明書・標識交付証明書・廃車済書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課、減免、徴収 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 【国民健康保険税に関する事務】 ・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、符号を用いて各情報保有機関が保有する特定個人情報を照会、提供する。
③システムの名称	町県民税システム、申告受付システム、国税連携システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

1 個人住民税システム
2 法人住民税システム
3 固定資産税システム
4 軽自動車税システム
5 国民健康保険税システム
6 申告受付システム
7 税収納システム
8 滞納整理システム

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項 所得税法第6条 地方税法第23条から第50条の10まで及び第292条から第340条まで勝央町税条例第23条から第47条まで 地方税法第321条の8、勝央町税条例第24条の2 地方税法第341条から第441条まで、勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法第341条から第441条まで、勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法、町税条例 地方税法第442条から第461条まで、勝央町税条例第80条から91条まで 地方税法第703条から第730条、勝央町国民健康保険税条例 地方税法、勝央町税条例及び勝央町財務規則 地方税法、町税条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【個人住民税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,8 4,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の2の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 【情報照会】20条 【固定資産税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 【軽自動車税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 【国民健康保険税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民部
②所属長の役職名	税務住民部参事
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務住民部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月13日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月13日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、他人の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報が含まれる書類等は、施錠できる書庫や書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏洩・滅失・毀損を防ぐために、物理的、技術的、人的に多重の安全対策を講じている。 ・特定個人情報を含む情報は鍵付きキャビネットでの保管やダブルチェックなど、取扱い時の人的・物理的対策を徹底 ・システムは必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定するとともに、アクセス権限の所有者はIDやパスワードを適切に管理 など	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	表紙／評価実施機関名	勝央町	岡山県勝央町長	事後	
令和1年6月20日	表紙／公表日	2015/5/26	2019/6/25	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	地方税法第341条から第441条まで勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法、町税条例 地方税法第442条から第461条まで勝央町税条例第80条から91条まで 地方税法第703条から第730条勝央町国民健康保険税条例	地方税法第341条から第441条まで、勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法、町税条例 地方税法第442条から第461条まで、勝央町税条例第80条から91条まで 地方税法第703条から第730条、勝央町国民健康保険税条例	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【個人住民税】 番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 【情報照会】20条	【個人住民税】 番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26の3条、28条、31条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 【情報照会】20条	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	2015/1/22	2019/4/1	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	2015/2/20	2019/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	－	（新規追加項目）	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【個人住民税】 番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26の3条、28条、31条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 【情報照会】20条	【個人住民税】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の2の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 【情報照会】20条	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2022/8/1	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2022/8/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項 所得税法第6条 地方税法第23条から第50条の10まで及び第292条から第340条まで勝央町税条例第23条から第47条まで 地方税法第321条の8、勝央町税条例第24条の2 地方税法第341条から第441条まで、勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法第341条から第441条まで、勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法、町税条例 地方税法第442条から第461条まで、勝央町税条例第80条から91条まで 地方税法第703条から第730条、勝央町国民健康保険税条例 地方税法、勝央町税条例及び勝央町財務規則 地方税法、町税条例	番号法第9条第1項　別表　16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項 所得税法第6条 地方税法第23条から第50条の10まで及び第292条から第340条まで勝央町税条例第23条から第47条まで 地方税法第321条の8、勝央町税条例第24条の2 地方税法第341条から第441条まで、勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法第341条から第441条まで、勝央町税条例第54条から第78条まで 地方税法、町税条例 地方税法第442条から第461条まで、勝央町税条例第80条から91条まで 地方税法第703条から第730条、勝央町国民健康保険税条例 地方税法、勝央町税条例及び勝央町財務規則 地方税法、町税条例		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【個人住民税】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,852,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の2の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 【情報照会】20条 【固定資産税】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 【軽自動車税】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 【国民健康保険税】 番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号	【個人住民税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,852,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の2の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 【情報照会】20条 【固定資産税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 【軽自動車税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 【国民健康保険税】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	表紙／公表日	2019/6/25	2022/12/8	事後	
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	十分である 【判断の根拠】 ・特定個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、他人の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報が含まれる書類等は、施錠できる書庫や書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。		
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【判断の根拠】 漏洩・滅失・毀損を防ぐために、物理的、技術的、人的に多重の安全対策を講じている。 ・特定個人情報を含む情報は鍵付きキャビネットでの保管やダブルチェックなど、取扱い時の人的・物理的対策を徹底 ・システムは必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定するとともに、アクセス権限の所有者はIDやパスワードを適切に管理 など		
令和8年10月13日	表紙／公表日	2026/3/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による
令和8年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2022/8/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による
令和8年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2022/8/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による